

2019年3月4日

京都大学総長 山極壽一 殿

京都大学職員組合

中央執行委員長 江田憲治

2019年5月1日「天皇即位の日」の祝日化により
非常勤職員の賃金が減収となることを回避する措置を講ずることを求めます

日頃は京都大学の発展のためご尽力されていることに敬意を表します。

さて、ご存知の通り、「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律(以後、『天皇即位の日』とする)」の成立により、本年5月1日が祝日となりました。また、「国民の祝日に関する法律(以後、『祝日法』とする)」の例により、5月1日前後の4月30日および5月2日も休日となり、いわゆるゴールデンウィークと呼ばれる期間が10日間に及ぶこととなります。

当組合としては、一般論として労働者が休息できる休日の増加について反対するものではありません。しかしながら労働者とは、賃金により生活の糧を得る者であるので、休日に賃金が得られない労働者にとって休日の増加は、生計に深刻な打撃を与えます。

とりわけ本学においては、月給制や年俸制の教職員は、休日が増えても基本的に賃金額は変わりませんが、時間給や日給で勤務する非常勤職員は、原則として休日には勤務日が割当てられないため、休日が増えれば増えるほど減収になってしまいます。労働組合にとって賃金は極めて重要な関心事項であるので、この問題を看過することはできません。

最近の報道では、皇位継承に伴う10連休にかかる政府の対応方針として、「時給や日給で働く労働者の収入が減ることに備えて、雇用主に対し、有給休暇としたり、臨時の手当を出したりするなど、適切な配慮を呼びかける」としたことが伝えられています。

ついては、少なくとも本年限りの祝日である天皇即位の日の設定に付随して祝日法の例により祝日ではない休日となる4月30日と5月2日の両日に関し、非常勤職員の減収を回避するための特段の措置を講ずることを求めます。

措置例としては、

- この両日が通常であれば勤務が割当てられる曜日である非常勤職員については、所定勤務時間相当の手当を支給すること。
- 非常勤職員については、この両日を勤務日として割当て、今年に限り2日間の特別休暇を付与して、この両日に充てる。

などが考えられます。

真摯にご検討いただきますよう、よろしくおねがいたします。

なお、本要求は状況により団体交渉要求に追加する可能性があることを申し添えます。